

陸前高田市新エネルギー設備導入促進事業

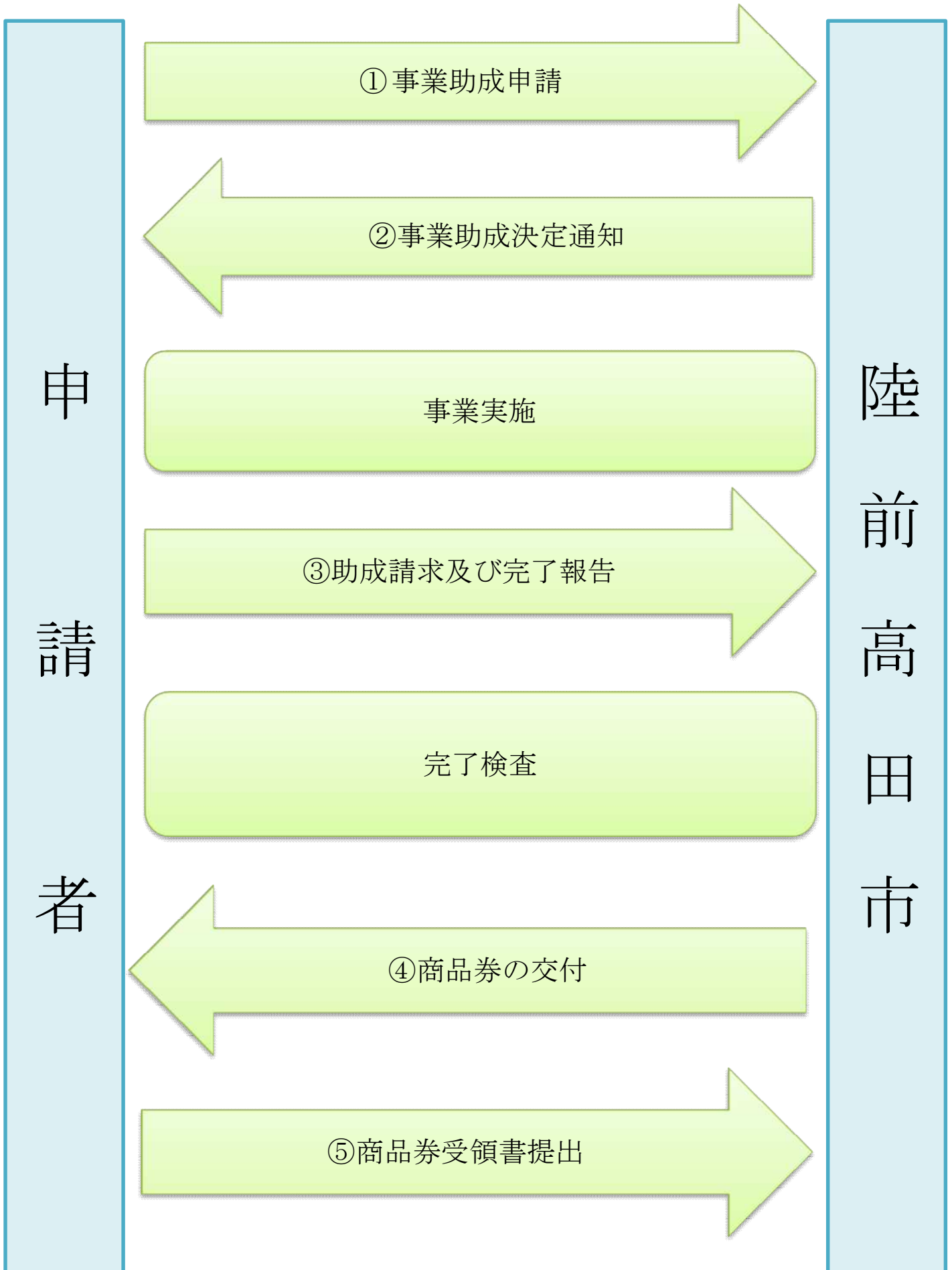
『陸前高田地域商品券』で助成します



問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地
陸前高田市市民協働部まちづくり推進課生活環境係
電話 0192-54-2111 (内線 124・125)
ファックス 0192-54-3888

手続きの流れ



住宅用太陽光発電システム

【助成対象設備】

- ・市内の住宅に新たに設置されるもの
- ・住宅の屋根等への設置に適し、太陽電池の最大出力が10kw未満であるもの
- ・未使用であるもの

【助成金額】

太陽電池の最大出力に、1kw当たり3万円を乗じて得た額（千円未満切捨て）で、10万円を上限とする。

【申請時の提出書類及び添付書類】

- (1) 設備導入促進事業助成申請書（様式第1号）
 - ① 設備の概要が分かる書類
 - ② 設備の設置場所の位置図及び現況が分かる鮮明な写真
 - ③ 設備の設置に要する経費の内訳が分かる書類
 - ④ その他市長が必要と認めるもの

【請求時の提出書類及び添付書類】

- (1) 設備導入促進事業助成請求書（様式第4号）
- (2) 設備導入促進事業完了報告書（様式第5号）
 - ① 設備の設置場所、設置状況が分かる鮮明な写真
 - ② 設備に要した経費の領収書等の写し
 - ③ 設備に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書（建売住宅については売買契約書）の写し
 - ④ 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売買契約書の写し
 - ⑤ その他市長が必要と認めるもの

【商品券受領時の提出書類】

- (1) 商品券受領書（様式第6号）

木質バイオマスエネルギー利用設備

【助成対象設備】

- (1) 未使用のペレットストーブ
- (2) 二次燃焼機能を有し、未使用である薪ストーブ

【助成金額】

1台当たり設置に要した経費の2分の1に相当する額以内の額（千円未満切捨て）で、10万円を上限とする。

【申請時の提出書類及び添付書類】

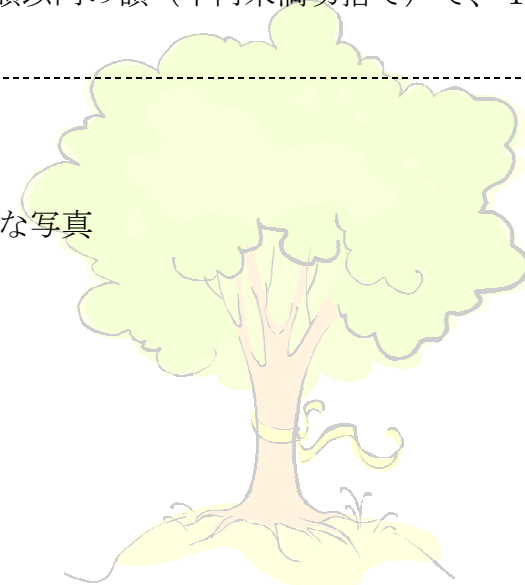
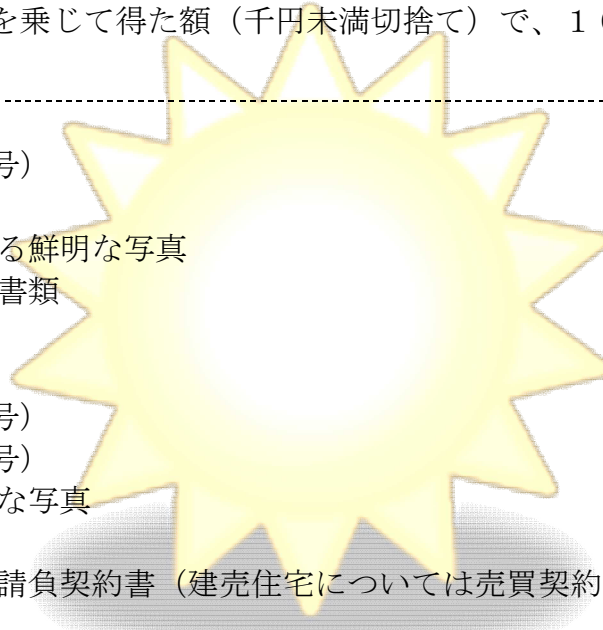
- (1) 設備導入促進事業助成申請書（様式第1号）
 - ① 設備の概要が分かる書類
 - ② 設備の設置場所の位置図及び現況が分かる鮮明な写真
 - ③ 設備の設置に要する経費の内訳が分かる書類
 - ④ その他市長が必要と認めるもの

【請求時の提出書類及び添付書類】

- (1) 設備導入促進事業助成請求書（様式第4号）
- (2) 設備導入促進事業完了報告書（様式第5号）
 - ① 設備の設置場所、設置状況が分かる鮮明な写真
 - ② 設備に要した経費の領収書等の写し
 - ③ その他市長が必要と認めるもの

【商品券受領時の提出書類】

- (1) 商品券受領書（様式第6号）



その他の再生可能エネルギー利用発電システム

【助成対象設備】

風力、水力等を利用した発電システムであり、未使用であるもの

【助成金額】

発電設備の最大出力に、1kw当たり3万円を乗じて得た額（千円未満切捨て）で、10万円を上限とする。

【申請時の提出書類及び添付書類】

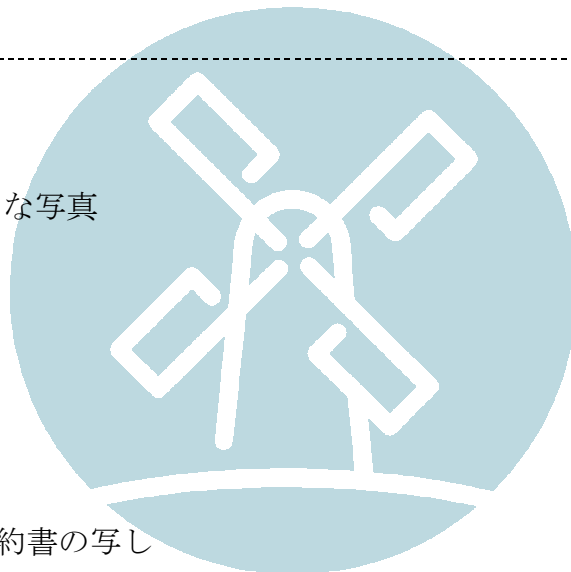
- (1) 設備導入促進事業助成申請書（様式第1号）
 - ① 設備の概要が分かる書類
 - ② 設備の設置場所の位置図及び現況が分かる鮮明な写真
 - ③ 設備の設置に要する経費の内訳が分かる書類
 - ④ その他市長が必要と認めるもの

【請求時の提出書類及び添付書類】

- (1) 設備導入促進事業助成請求書（様式第4号）
- (2) 設備導入促進事業完了報告書（様式第5号）
 - ① 設備の設置場所、設置状況が分かる鮮明な写真
 - ② 設備に要した経費の領収書等の写し
 - ③ 設備に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書の写し
 - ④ 電力会社との電力受給契約書の写し
 - ⑤ その他市長が必要と認めるもの

【商品券受領時の提出書類】

- (1) 商品券受領書（様式第6号）



➤ 完了報告書の提出について

助成決定後、工事完了の報告となる完了報告書は、令和5年3月10日までにご提出いただきますようお願いいたします。（3月10日までに完了報告が提出できないと見込まれるときは、その旨を表紙担当課までご連絡ください。）

➤ 注意事項

- (1) すでに着工している場合、平成26年4月1日以降に着工したものであれば申請することができます。
- (2) 申請は新エネルギー設備ごとに、1建物等につき1回限りです。
- (3) 申請額が予算額に達した場合、年度途中でも受付を終了する場合がございますのでご了承ください。
- (4) 工事が完了した際には、遅滞なく完了報告書を提出ください。
- (5) 詳細は、表紙担当課までお問い合わせください。